

平成30年10月1日より

国の制度改正に伴い 大崎市民病院本院の

受診方法が変わります

①再来（再診）（全ての診療科の患者さんが対象です）

当院医師より他医療機関への紹介の申し出を受けた患者さんが、引き続き当院に通院を希望される場合、

『再診時の保険外併用療養費』として
受診の都度 **2,700円(税込)** を
原則ご負担いただきます



②新患（初診）

小児科 の受診においても
『紹介状』が必要になります



※紹介状がない場合、初診の都度 **5,400円(税込)** を
原則ご負担いただきます

※乳幼児医療費助成を受けられている方も対象となります



専門的・高度な治療は
大崎市民病院本院で
日常の診療は
かかりつけ医で

詳しくは **次ページ以降** をご覧ください

ホームページはこちらから



または

大崎市民病院

検索

お問い合わせ ☎0229-23-3311（病院代表）

○紹介状について：地域医療連携室

○保険外併用療養費について：医事課

大崎市民病院とかかりつけ医について

当院では、お一人お一人が「かかりつけ医」を持つことをおすすめしております。

- ❖ 定期的なお薬の処方や診察
- ❖ 手術などの治療後の経過観察
- ❖ 「風邪をひいたかも」「ちょっと体調が悪いかな」と感じたとき
- ❖ 健康診断や予防接種

日常の診療はかかりつけ医の先生に診ていただき、検査や手術などが必要になった時には、かかりつけ医から大崎市民病院へ紹介していただきます。

当院での検査や治療を終え、症状が安定したら、当院から再びかかりつけ医へ紹介いたします。

登録医 と こどもサポート医について

❖登録医❖

当院は、地域の医療機関の先生方と、日常の診療の他、連携のつどいや研修会、医療機関訪問などを通じて連携を深めております。

❖こどもサポート医❖

当院小児科では、地域の小児医療にあたられている「登録医」の先生方と、日常の診療や、小児医療に関する研修会などを通じて連携を深めております。

小児科紹介制について

当院の **小児科** 外来受診を希望される方は、保険医療機関（かかりつけ医等）からの **紹介状** または医師発行の健康診断結果通知（要再検・要診察のもの）をご持参の上でご受診ください。

小児科外来では待ち時間短縮のため、受診予約することができます。

【小児科外来受診予約】

予約受付窓口：大崎市民病院小児科外来（電話：0229-23-3311）

予約受付時間：月～金 午後3時から午後4時30分まで（祝日・年末年始除く）

保険外併用療養費について

❖初診時❖ ～全診療科が対象です～

紹介状または健康診断結果通知がなく当院を受診された場合、初診時の保険外併用療養費として初診の都度 **5,400円（税込）** をご負担いただくこととなります。

❖再診（再来）時❖ ～全診療科が対象です～

再診（再来）時の保険外併用療養費として、対象の方に受診の都度 **2,700円（税込）** をご負担いただくこととなります。

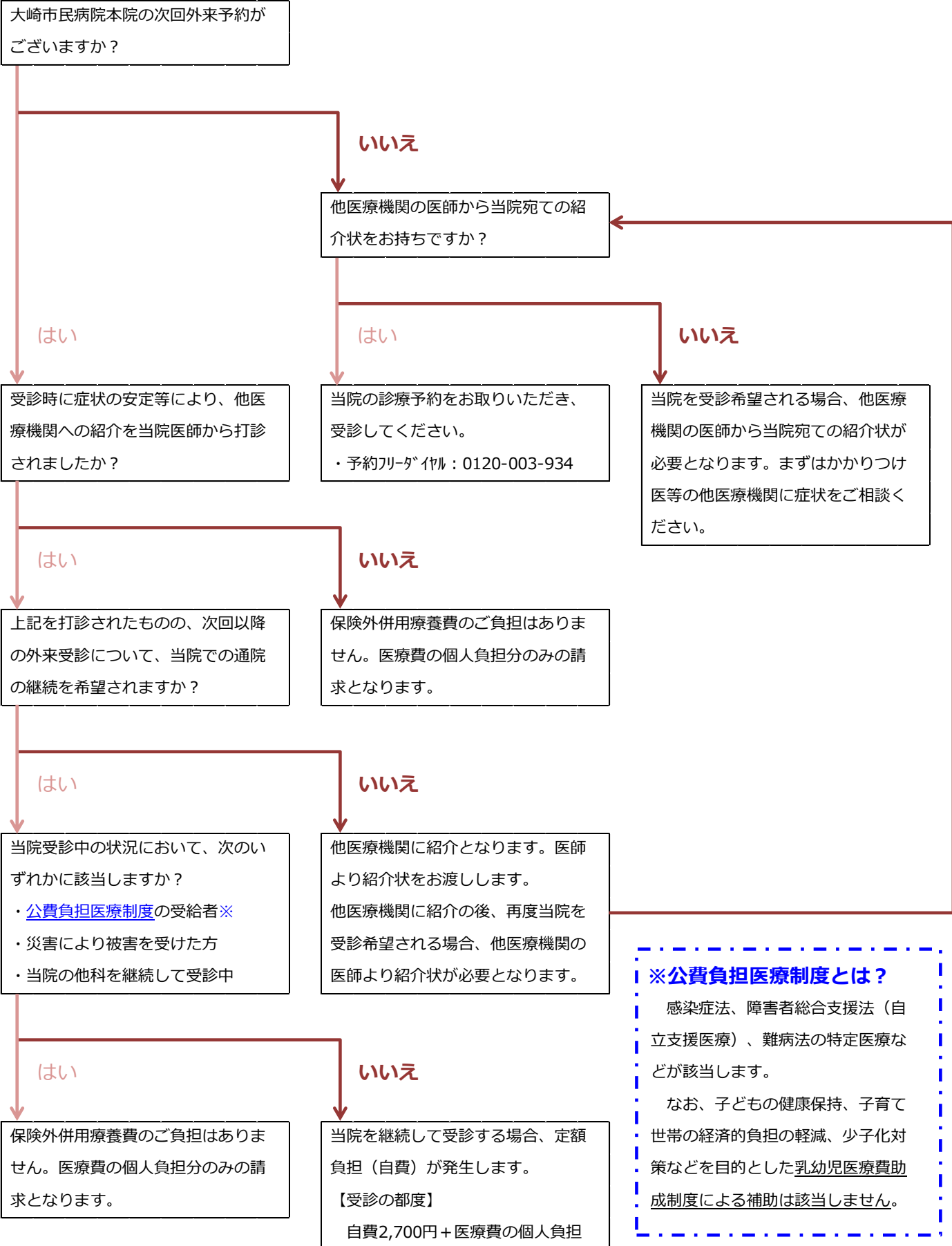
対象となる方は、「当院医師より他医療機関への紹介の申し出を受けた患者さんのうち、引き続き当院に通院を希望される方」です。

※初診時、再診時いずれの場合も、公費負担医療制度の受給者、災害により被害を受けた患者さん等、一部対象外となる場合もございます。

『再診時の保険外併用療養費』負担判定フローチャート

(H30.10.1より全診療科の外来受診患者さんが対象となります)

スタート：あなたは（が）・・・



※公費負担医療制度とは？

感染症法、障害者総合支援法（自立支援医療）、難病法の特定医療などが該当します。

なお、子どもの健康保持、子育て世帯の経済的負担の軽減、少子化対策などを目的とした乳幼児医療費助成制度による補助は該当しません。

よくある質問

Q なぜ受診方法が変更するのですか？

A 国が医療制度を改正したためです。国は、本院を含む400床以上の所定の病院に対し、高度専門的な治療や入院、紹介患者の受入を担当し、患者さんの病状が安定し次第、かかりつけ医等で日常診療を受けられるよう指導しております。このため、初再診時の保険外併用療養費をご負担いただく場合があります。

Q 紹介状を持っていませんが、受診できますか？

A 本院の初診（新患）外来は、原則紹介予約制です。かかりつけ医等からの紹介状と診療予約が必要となります。当院を受診する前に、日常的な診療や健康管理を行う「かかりつけ医」をご受診ください。

定期で通院中の患者さんも、治療中の疾患に関連のない症状については、かかりつけ医にご相談ください。紹介状なし初診の場合は5,400円の保険外併用療養費をご負担いただく場合があります。

Q 再診（再来）とは・・・

A 治療しているご病気について定期に通院することです。本院の再診（再来）は完全予約制です。予約は診察時に案内いたしております。

Q 担当の先生から他の医療機関に紹介する旨の説明を受けました。他の医療機関に紹介をしてもらう予定ですが、本院の定期通院を希望した場合、どのようなになるのですか？

A 再診時の保険外併用療養費の対象となり、受診の都度に、医療費の他に2,700円（自費）をご負担いただく場合があります。病状が安定した場合は、地域の医療機関をご紹介いたします。通院しやすい、相談しやすい、信頼できる「かかりつけ医」を持ちましょう。

Q 他の医療機関へ紹介された後、市民病院本院を再び受診するにはどうしたらよいのか？

A 当院を再び受診する場合、他の医療機関の医師から当院宛の紹介状が必要です。まずは、かかりつけ医等の他の医療機関に症状等をご相談ください。ただし、救命等の救急の場合は除きます。